

特別養護老人ホーム

甲寿園

ご入居のしおり



社会福祉法人 甲山福祉センター
特別養護老人ホーム 甲寿園
(指定介護老人福祉施設) * 介護保険施設

〒662-0001

西宮市甲山町53番地

TEL直通 0798 (71) 7006

TEL代表 0798 (71) 8236

FAX 0798 (73) 7303

入居担当

生活相談員…柳田・高川・石川

法人理念

人が人として人とともに豊かに生きる

特別養護老人ホーム 甲寿園は、昭和45年4月に設立されました。介護が必要なご状態となり、ご家庭での生活の継続が困難となった方の生活を支えていく介護保険施設です。

介護保険制度の「利用者本位・自立支援」という理念を入居者個々のみなさんに実現されますように各職種が力を合わせて取り組んでおります。

入居者ご本人には、心身が不自由なご状態でも安心して自分らしい生活を送っていただけるように、ご家族にはご家族の生活を大切にしながら絆を保ち続けていただけるように支援させていただきます。

お申し込み・ご入居の条件

- 要介護認定で、認知症の症状やご病気の後遺症などによる身体障害の為「要介護」の認定を受けておられて、持病はお持ちでも投薬などで経過が良好なご状態の方
「 要介護 3～5 」 （介護保険証をお確かめ下さい）
- 「 要支援 1・2 」の認定を受けておられる方は、まだご入居のお申し込み・ご入居ともにしていただけません。
- 「 要介護 1・2 」の方は原則としてお申込み、ご入居いただけません。
- 以下のご状態の方は、申し訳ございませんがご入居をお断りしています。
 - ・ 継続的な医療処置が必要なご状態の方
(病院での入院治療が必要、インシュリン注射、点滴、痰の吸引が随時必要など)
 - ・ 経口からの食事の摂取が困難な為、経管栄養のご状態の方
(経鼻チューブ、胃ろう造設等)
 - ・ 共同生活上、認知症の周辺症状による暴力行為などで、他の入居者に身体の危険が及ぶ恐れのあるご状態の方
 - ・ 伝染病、感染症などを有し、他の入居者に伝染させる恐れのある方
- 当ホームは介護施設であり、医療機関（病院）ではありません。風邪や軽い怪我などの治療や処置は可能ですが、提供できる医療が限られています。内科以外の疾患（外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、耳鼻科、眼科、精神科など）で治療が必要な場合、各診療科のある病院に通院していただきます。通院の際は、ご家族もできる限りご同行いただき病状をご確認いただくようお願い致します。症状が重症と見受けられる場合は、救急車で病院に搬送させていただきます。また、搬送先で入院が必要との診断を受けましたらそのまま入院治療をしていただくことになります。
- 入院先は極力ご希望の病院に搬送できるように努めますが、病院のベッドが満床などで受け入れがかなわず希望外の病院になってしまう場合もあります。
特に、認知症の症状をお持ちの方の場合、受け入れ可能な病院はかなり限定されてしまいます。また、病院によっては、入院期間中ご家族の付き添いを求められる場合もあるのが現状です。

認知症の症状をお持ちの方の場合、治療に対してのご理解・ご協力が得にく

いことがあります。どこまで医療を受けていただくのがご本人のためになるのか、我々も悩み続けている課題です。

- 入院となった場合、原則入院7日後より一時退居の扱いとさせていただきます。また、7日以上入院が予測された時点で一時退居扱いとさせて頂く場合があります。回復されて病院から退院可能との診断を受けられましたら改めて病状確認の上、再びホームでの生活が可能であるとの確認の後、ご退院（再入居）していただきます。
- 入院された際は、新規入居者や緊急ショートステイ利用者などのために居室を利用させていただき、ご退院（再入居）の際は、以前と違うフロアや居室を利用させていただくこともあります。ご了承願います。
- 入院期間が原則3ヶ月を超えて病状が重篤になりホームでの生活が困難なご状態の場合は、ホームをご退居いただきます。その際は、転院先の確保などの支援に努めます。
- ご入居者の安全の確保に最大限努めております。しかし、完全に予防できるとは限りません。1対1の援助とはいかない時も多く、訪室の際に転倒されていたなどといった事態も発生しています。家庭で起きうる事故は、施設でも起きる事があることをどうかお汲み取りいただきますようお願いいたします。
「身体拘束」は、介護保険施設では原則として固く禁止されております。認知症の症状から拘束を行わなければご本人の生命、安全の確保が難しいという状況に限りやむを得ずご家族のご希望、同意を得た上でご本人に精神的苦痛が掛からない範囲で最小限の期間一時的に実施させていただくこととします。
- 「緊急時の対応（同意書）」のご提出のお願い
お元気に見受けられた方が、急にご容態が変わる時もあります。ご入居の際、念の為に治療時の延命治療のご希望の有無（どこまで治療を希望されるか）をご確認させていただき書類のご提出をお願いしています。
- 「看取り介護（終末期介護）」について
ご入居中、加齢などにより体に衰えがあらわれ、食事等が進まなくなり臥床される時間が増えてこられる場合があります。その原因が、医師より特に病気では無く加齢に伴う「老衰」であると診断を受けられた場合、ご本人（ご家族）のご希望がありましたら、園の合同カワリスを経て、可能であれば甲寿

園での安らかな終末期を過ごしていただく取り組み（看取り介護）を実施しております。

居室について

- 定員 168名（種別…「従来型特養」）
多床室（4人室）……125名 個室……43名
- 館内は、4つのフロアに分かれています。
南3階……52名 ・ 南2階……52名
北3階……39名 ・ 北2階……25名＋（ショートステイ利用14名）
- 当ホームでは、特に「認知症の方のフロア」、「寝たきりの方のフロア」など、同じ症状の方に集まっていただく「フロア分け」を行っておりません。
- 個室は、ご希望が多く待機をして頂いている状況です。一旦、多床室にご入居していただき、その後、個室の空きをお待ち頂く事が多くなっています。
- ご入居後、居室は、ご本人や他の入居者のご状態の変化によって同一フロア内で随時変更させていただく場合があります。
- 入居者の大半が、認知症の症状をお持ちです。症状が重度の方は、居室を間違われる、他の入居者の荷物を取り込まれる、大きな声を出されるなどの行動をとられる方もいらっしゃいます。トラブルを未然に防げるように見守りに努めておりますが万全とは言えません。
- 見当識がはっきりとされている方にとって認知症の方の行動障害が、大きなストレスになる場合があります。一定の折り合いをつけて共同で生活をして頂けるかどうか慎重にご判断を頂く必要があります。

職員体制について

- ・ 介護・生活援助の担当
 援助員（介護福祉士・ホームヘルパー資格・未資格者も含む）
 * 勤務 24時間交代制
- ・ 医療の担当
 看護師 * 勤務 8:45～17:20
 医師（嘱託） * 往診日 月・水・金 10:00～12:00 1名
 月～金 8:50～16:00 1名
- ・ 相談全般・ご利用料関係・諸手続き代行
 生活相談員 * 勤務 8:45～17:20（月～金）
- ・ ケアプランの作成・見直し、要介護認定調査、更新手続きの担当
 ケアマネジャー（介護支援専門員） * 勤務 8:45～17:20（月～金）

- ・ 入居者個々のご状態に合った食事の提供、献立の作成
管理栄養士 * 勤務 8:45~17:20
- ・ 機能訓練の実施
機能訓練指導員 * 勤務 8:45~17:20 (月~金)

サービス内容

- ・ 介護サービス
 - ① 巡回・ナースコール対応
 - ② 食事介助 (配膳、下膳、摂食のお手伝い)
 - ③ 服薬介助 (医師の指示による)
 - ④ 排泄介助 (トイレ誘導、または、おむつ交換介助)
 - ⑤ 口腔保清 (歯磨き介助、義歯洗浄)
 - ⑥ 入浴介助 (または清拭介助) * 週2回実施
 - ⑦ 身辺介助 (体位交換、移動、更衣、整容、身だしなみ)
 - ⑧ 緊急時対応

 - ・ 健康管理サービス
 - ① 看護師による健康チェック、服薬管理、創傷処置
 - ② 嘱託医師 (内科) による往診、薬の処方 (定期・随時)
 - ③ 歯科医師による定期往診 <山口歯科 (木) 10:00~>
 - ④ 精神科医師による定期往診 <岩沢神経科クリニック 月2回 (木) 午後>
 - ⑤ 入院必要時の病院の紹介、連絡

 - ・ 生活サービス
 - ① 居室の清掃
 - ② 衣類の洗濯 (無料)
 - ③ 理美容 * 実費
 - ④ 買い物、役所手続きの代行
 - ⑤ 外出、希望による通院時の移送 * 実費
(土曜・日曜・祝日や時間帯によっては、介護タクシーのご利用、ご家族での送迎をお願いしております。)
 - ⑥ 喫茶会への参加 * 実費
(火曜日 13:00~14:30 実施)
 - ⑦ レクリエーション、クラブ活動への参加 * 一部実費
(生け花・書道・陶芸等実施)
- 機能訓練
(個別リハビリとは異なり、ご本人の生活動作・活動参加・姿勢等の状態に合わせて個別に計画を作成し、実施します。)
- ⑧ 季節の行事への参加
(4月 お花見・夏 夏祭り・9月 敬老会・12月 餅つき)

1月 新春の集い)

- ⑨ 貴重品の管理
- ⑩ 診療代（山口歯科を除く）、日用品、衣類等購入費の立替え

入居費用（ご利用料金について）

○ 費用内訳

・ （介護保険 1 割、2 割、3 割負担額）

要介護度（1～5）によって変動します。

* おむつ代は別途かかりません（1割、2割、3割負担額の中に含まれます）

・ （食費・居住費） 4人室…「多床室」・個室…「従来型個室（特養等）」

食費と居住費はご本人の所得額によって費用が変わります。

* 利用者負担段階（1～4段階）※別紙ご参照下さい。

1～3段階に該当すると思われる方は、市役所 介護保険課で、負担限度額認定の申請を行ってください。

1～3段階の認定を受けられた場合の食費・居住費は、ご負担が軽減されます。また、この認定は、世帯単位での認定になります。ご本人の年金収入が、年 80 万円以下でも同一世帯でご本人を扶養されているお子様に課税所得があるなどの場合に減免が受けられないことがあります。この場合も、市役所にご相談ください。

・ （おやつ代） …1ヶ月 3,000円（1日 100円 *30日として）

・ （その他の費用）

・ 管理サービス料…1ヶ月 1,500円

・ 医療費・薬代…実費（嘱託医師往診・病院へ通院時）

・ 圧分散マットレス

…実費（1日 50円 1日 30円）

・ 理美容代…実費

（カット1,500円 出張理容業者を利用 随時予約可）

（カット 500円 ボランティアグループを利用 2か月1回）

・ 喫茶店…毎週火曜 13:00～14:30 のみ営業（第5火曜日は休み）

コーヒー 80円 ホットケーキ 50円

・ カタログ販売…月に2回 主に菓子類を販売

・ クリーニング…実費 洗濯代は無料ですが、傷みやすい素材の衣類は業者に委託します。

・ クラブ活動費…実費（生け花のお花代 1ヶ月 1,500円等）

・ 日用品…実費 一部の日用品は、施設から購入することもできます。

（希望による栄養補助食品、義歯洗浄剤、ティッシュペーパー、歯磨き粉、オブラートなど）

- ・ 電化製品使用料…冷蔵庫、テレビ、パソコン等をお持ち込みされる場合、一定額使用料をいただきます。
 - ・ お買い物代行…実費
- 以下の減免制度もございます。こちらも、該当すると思われる場合は、市役所介護保険課で申請を行ってください。
- ・ 高額介護サービス費
 - ・ 社会福祉法人等による利用者負担軽減
- ・ 以上の概算を、サービス利用料金一覧表として、末尾に作成しております。
ご参考にしてください。(ただし、「その他の費用」は、含んでいません。)

ご精算方法

- ご利用料金・費用は1ヶ月毎に計算し、請求いたします。
- 翌々月14日に指定金融機関（株式会社アプラス集金代行サービス）からの自動引落としでお支払いください。(14日が土日祝日の場合は翌営業日のお引き落としとなります。)
- 所定の用紙に口座番号を記入し銀行届出印をご捺印の上、ご提出ください。請求書と前月分の領収書を合わせて、26日ごろに郵便にて送付させていただきます。
- (例：4月分の請求書は、5月26日頃に送付、6月14日頃にお引き落とし)

交通案内

- ・ 阪神バス 阪神 西宮駅から約25分
- ・ 阪急バス 阪急 夙川駅から約20分 「甲山墓園前」下車 徒歩約5分
- ・ * 便数が少ないのでご注意ください。(日中は、1時間に1本程度です。)
- ・ 最寄りの駅阪急甲陽園駅タクシーを利用して約10分
- ・ 駐車場もございます。(台数に限りがあります。)

平成29年4月・平成30年2月一部改定
 平成30年4月・平成30年12月一部改定
 平成31年2月一部改定・31年4月一部改定
 令和1年10月一部改定・令和2年4月一部改定
 令和2年4月一部改定・令和3年4月一部改定
 令和3年8月一部改定

2021年8月～ 指定介護福祉施設単価表 重要事項説明書別表①

単位表

(単価:単位)

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	
従来型個室	1日当たりの単位数	介護福祉施設サービス費	573	641	712	780	847
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	12	12	12	12
		常勤医師配置加算	25	25	25	25	25
		看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4
		看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
		夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	16	16	16	16	16
		日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	36	36	36	36
		精神科医師定期的療養指導加算	5	5	5	5	5
	①日額単位小計	679	747	818	886	953	
	②月額単位小計 (30日の場合①×30)	20370	22410	24540	26580	28590	
	10月までの累計	③新)個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	20	20	20	20
		④新)科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	50	50	50	50
		⑤新)自立支援促進加算	300	300	300	300	300
		⑥褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	3	3	3	3
⑦小計(②+③+④+⑤+⑥)	20743	22783	24913	26953	28963		
⑧介護職員処遇改善加算(Ⅰ)⑦×83%	1722	1891	2068	2237	2404		
⑨介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)⑦×27%	560	615	673	728	782		
合計(⑦+⑧+⑨)	23025	25289	27654	29918	32149		
多床室	1日当たりの単位数	介護福祉施設サービス費	573	641	712	780	847
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	12	12	12	12
		常勤医師配置加算	25	25	25	25	25
		看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4
		看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
		夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	16	16	16	16	16
		日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	36	36	36	36
		精神科医師定期的療養指導加算	5	5	5	5	5
	①日額単位小計	679	747	818	886	953	
	②月額単位小計 (30日の場合①×30)	20370	22410	24540	26580	28590	
	10月までの累計	③新)個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	20	20	20	20
		④新)科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	50	50	50	50
		⑤新)自立支援促進加算	300	300	300	300	300
		⑥褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	3	3	3	3
⑦小計(②+③+④+⑤+⑥)	20743	22783	24913	26953	28963		
⑧介護職員処遇改善加算(Ⅰ)⑦×83%	1722	1891	2068	2237	2404		
⑨介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)⑦×27%	560	615	673	728	782		
合計(⑦+⑧+⑨)	23025	25289	27654	29918	32149		

重要事項説明書別表②

下記は全入居者対象の加算です。

加算概要

加算	単位数	自己負担額	加算内容
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	約13円/日	機能訓練指導員を置き、計画的に機能訓練を行っている場合
常勤医師配置加算	25	約27円/日	常勤の医師を配置している場合
看護体制加算(Ⅰ)	4	約4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)	8	約9円/日	昼夜を通じて看護・福祉の連携体制が行われている場合
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16	約17円/日	配置基準を1名以上上回る夜勤職員を配置している場合
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	約38円/日	全入所者の60%以上が日常生活自立度Ⅲ以上であり、介護福祉士が定数いる場合
精神科医師定期的療養指導加算	5	約5円/日	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	約21円/月	個別機能訓練計画等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	約54円/月	入所者ごとのADLや心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況を厚生労働省に提出している場合
自立支援促進加算	300	約321円/月	医師が入所時に医学的評価を行い少なくとも六月に1回医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加。多職種が自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に沿ったケアを実施している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	約4円/月	入所者の褥瘡発生予防のため、定期的な評価を実施・計画的に管理している場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		8.3%/月	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている場合
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2.7%/月	同上の加算を取得し、且つ介護職員等特定処遇改善加算の要件を満たしている場合

※個別の加算

下記は個別の対象者のみの加算です。

加算	単位数	自己負担額	加算内容
療養食加算	6	約7円/回	療養食を提供した場合(H30.4.1より1食毎の算定)
再入所時栄養連携加算	400	約428円/回	入所者が医療機関へ入院した際に、当施設の管理栄養士が医療機関へ出向き栄養食事指導を行い、栄養ケア計画の原案を作成すると対象者が再入所時に算定できる。
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	650	約695円/回	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、医師との連絡方法など具体的に決めがされていること。配置医師と協力医療機関の医師が連携し、対応できる体制をとっている場合
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1,300	約1,389円/日	
在宅サービスを利用したときの費用	560	約598円/日	外泊中に当施設より提供される在宅サービスを利用した場合
経口移行加算	28	約30円/日	医師の指示のもと、経口移行計画を作成し、その計画に従って管理栄養士・看護職員による支援が行われた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400	約428円/月	医師の指示のもと、多職種の者が共同して栄養管理の観察・会議を行い、経口維持計画を作成し、その計画に従って管理栄養士が栄養管理を行なった場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	約96円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	約117円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
初期加算	30	約32円/日	新入所、または30日を越える入院後の再入所の際、施設での生活に慣れる為に様々な支援を必要とする為、入所日から30日間算定する
外泊時費用	246	約263円/日	病院等へ入院した場合及び居宅等へ外泊を認めた場合(月6回限度)
看取り介護加算(Ⅱ)	72	約76円/日	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日45日前～31日前
看取り介護加算(Ⅱ)1	144	約153円/日	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日30日前～4日前
看取り介護加算(Ⅱ)2	780	約833円/日	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日の前々日及び前日
看取り介護加算(Ⅱ)3	1,580	約1,688円/日	看取り介護の体制が出来ていて、看取りを行った死亡日当日
安全対策体制加算	20	約21円/入居時	入居時に1回のみ算定可能

尚、職員の採用状況や資格所持の状況などにより、今後算定加算単位の変動が出来ますのでご了承下さい。

また体制整備が出来次第、新たな加算が生じる場合がございます。自己負担額は概算です。

サービス利用料金一覧表 重要事項説明書別表(2021.8)

重要事項説明書別表③

計算法:(単位合計数×10.68円)-(単位合計数×10.68×0.9)=利用の自己負担額

第4段階 (1割負担の方)	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	サービス利用の自己負担額	従来型個室	24,591 円	27,009 円	29,534 円	31,953 円
	多床室	24,591 円	27,009 円	29,534 円	31,953 円	34,335 円
食費(食事の標準負担額)		51,000 円		(1,700円/日)		
おやつ代		3,000 円		(100円/日)		
滞在費	従来型個室	48,600 円		(1,620円/日)		
	多床室	25,650 円		(855円/日)		
自己負担額合計	従来型個室	127,191 円	129,609 円	132,134 円	134,553 円	136,935 円
	多床室	104,241 円	106,659 円	109,184 円	111,603 円	113,985 円

計算法:(単位合計数×10.68円)-(単位合計数×10.68×0.9)=利用の自己負担額

第4段階 (2割負担の方)	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	サービス利用の自己負担額	従来型個室	49,182 円	54,017 円	59,069 円	63,905 円
	多床室	49,182 円	54,017 円	59,069 円	63,905 円	68,670 円
食費(食事の標準負担額)		51,000 円		(1,700円/日)		
おやつ代		3,000 円		(100円/日)		
滞在費	従来型個室	48,600 円		(1,620円/日)		
	多床室	25,650 円		(855円/日)		
自己負担額合計	従来型個室	151,782 円	156,617 円	161,669 円	166,505 円	171,270 円
	多床室	128,832 円	133,667 円	138,719 円	143,555 円	148,320 円

計算法:(単位合計数×10.68円)-(単位合計数×10.68×0.9)=利用の自己負担額

第4段階 (3割負担の方)	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	サービス利用の自己負担額	従来型個室	73,773 円	81,026 円	88,603 円	95,858 円
	多床室	73,773 円	81,026 円	88,603 円	95,858 円	103,006 円
食費(食事の標準負担額)		51,000 円		(1,700円/日)		
おやつ代		3,000 円		(100円/日)		
滞在費	従来型個室	48,600 円		(1,620円/日)		
	多床室	25,650 円		(855円/日)		
自己負担額合計	従来型個室	176,373 円	183,626 円	191,203 円	198,458 円	205,606 円
	多床室	153,423 円	160,676 円	168,253 円	175,508 円	182,656 円

サービス利用料金一覧表 重要事項説明書別表(2021.8)

重要事項説明書別表④

計算法:(単位合計数×10.68円)-(単位合計数×10.68×0.9)=利用の自己負担額

第3段階② (年金120万超)	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用の自己負担額	従来型個室	24,591円	27,009円	29,534円	31,953円	34,335円
	多床室	24,591円	27,009円	29,534円	31,953円	34,335円
食費(食事の標準負担額)			40,800円		(1360円/日)	
おやつ代			3,000円		(100円/日)	
滞在費	従来型個室		24,600円		(820円/日)	
	多床室		11,100円		(370円/日)	
自己負担額合計	従来型個室	92,991円	95,409円	97,934円	100,353円	102,735円
	多床室	79,491円	81,909円	84,434円	86,853円	89,235円

第3段階① (年金80万超120万以下)	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用の自己負担額	従来型個室	24,591円	27,009円	29,534円	31,953円	34,335円
	多床室	24,591円	27,009円	29,534円	31,953円	34,335円
食費(食事の標準負担額)			19,500円		(650円/日)	
おやつ代			3,000円		(100円/日)	
滞在費	従来型個室		24,600円		(820円/日)	
	多床室		11,100円		(370円/日)	
自己負担額合計	従来型個室	71,691円	74,109円	76,634円	79,053円	81,435円
	多床室	58,191円	60,609円	63,134円	65,553円	67,935円

第2段階 (年金80万以下)	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用の自己負担額	従来型個室	24,591円	27,009円	29,534円	31,953円	34,335円
	多床室	24,591円	27,009円	29,534円	31,953円	34,335円
食費(食事の標準負担額)			11,700円		(390円/日)	
おやつ代			3,000円		(100円/日)	
滞在費	従来型個室		12,600円		(420円/日)	
	多床室		11,100円		(370円/日)	
自己負担額合計	従来型個室	51,891円	54,309円	56,834円	59,253円	61,635円
	多床室	50,391円	52,809円	55,334円	57,753円	60,135円

第1段階 (生保・福祉年金等)	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用の自己負担額	従来型個室	24,591円	27,009円	29,534円	31,953円	34,335円
	多床室	24,591円	27,009円	29,534円	31,953円	34,335円
食費(食事の標準負担額)			9,000円		(300円/日)	
おやつ代			3,000円		(100円/日)	
滞在費	従来型個室		9,600円		(320円/日)	
	多床室		0円		(0円/日)	
自己負担額合計	従来型個室	46,191円	48,609円	51,134円	53,553円	55,935円
	多床室	36,591円	39,009円	41,534円	43,953円	46,335円

※上記金額は1ヶ月を30日として計算しております。(個別の加算の追加により金額は変わる場合があります。)